

○ 家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令案新旧対照条文（改正イメージ）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（指導及び助言の方法） R3.10.1施行 第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 改善すべき期限</p> <p>五（略）</p> <p>2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。</p> <p>（略）</p>	<p>（指導及び助言の方法） 第二十一条の八 法第十二条の五の農林水産省令で定める方法は、同条の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。</p> <p>一 法第十二条の五の規定による指導及び助言をする旨</p> <p>二 改善すべき事項の内容</p> <p>三 前号の内容ごとの具体的な改善方法</p> <p>四 改善すべき期限</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から二週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、二週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。</p> <p>（勧告の方法） 第二十一条の九 法第十二条の六第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。</p> <p>一 法第十二条の六第一項の規定による勧告をする旨</p> <p>二 改善すべき事項の内容</p> <p>三 前号の内容ごとの具体的な改善方法</p> <p>四 改善すべき期限</p> <p>五 その他必要と認める事項</p> <p>2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。</p>

(略)

(略)

(緊急の命令の方法)
第四十一条の四 (略)

R3・10・1 施行

(命令の方法)

第二十一条の十 法第十二条の六第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第十二条の六第二項の規定による命令をする旨
 - 二 勧告に従わなかった事実
 - 三 とるべき措置の内容
 - 四 措置をとるべき期限
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 第二十一条の八第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。

(緊急の勧告の方法)

第四十一条の三 法第三十四条の二第一項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第三十四条の二第一項の規定による勧告をする旨
 - 二 改善すべき事項の内容
 - 三 前号の内容ごとの具体的な改善方法
 - 四 改善すべき期限
 - 五 その他必要と認める事項
- 2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から一週間以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、一週間以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

(緊急の命令の方法)

第四十一条の四 法第三十四条の二第二項の農林水産省令で定める方法は、同項の家畜の所有者に対し、次に掲げる事項を記載した文書を交付して行う方法とする。

- 一 法第三十四条の二第二項の規定による命令をする旨

2 前項第四号の期限は、同項の文書を交付した日から三日以内とする。ただし、施設整備等が必要である場合その他の理由により、三日以内に改善することが困難と認められる場合には、同項第二号の内容に応じた合理的な期間とする。

別表第二(第二十一条関係)

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<p>1 (家畜の所有者の責務) 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p>
<p>※ 大規模所有者Ⅱ二百頭以上(第二十条の五第八</p>	<p>5 (大規模所有者が講ずる措置) 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。 (1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、</p>

- 2 前条第二項の規定は、前項第四号の期限について準用する。
- 二 勧告に従わなかつた事実
 - 三 とるべき措置の内容
 - 四 措置をとるべき期限
 - 五 その他必要と認める事項

別表第二(第二十一条関係)

家畜の種類	飼養衛生管理基準
一 牛、水牛、鹿、めん羊及び山羊	<p>1 (家畜の所有者の責務) 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p>
	<p>5 (通報ルールの作成等) 大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場</p>

<p>号(1)及び(2)の牛は三千頭以上) (省令第二十一条の五)</p>	<p>R4・10・1 施行</p> <p>(2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎の担当となる場合には、当該畜舎で飼養する家畜の頭数の合計が二百頭(第二十一条の五第八号(1)及び(2)の牛にあつては三千頭)を超えないこと。)</p>
<p>R3・10・1 施行</p> <p>二 豚及びいのしし</p>	<p>1 (家畜の所有者の責務) 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>5 (大規模所有者が講ずる措置) 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。</p>
<p>二 豚及びいのしし</p>	<p>合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。</p> <p>1 (家畜の所有者の責務) 家畜の所有者は、飼養する家畜について、家畜の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家畜の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家畜の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p> <p>5 (通報ルールの作成等) 大規模所有者は、飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したと</p>

以上
(省令第二十
一条の五)

R3
10
1
施行

(1) 飼養する家畜が特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

(2) 畜舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の畜舎の担当となる場合には、当該畜舎で飼養する家畜の頭数の合計が三千頭を超えないこと。)

(3) 大規模所有者のうち、特に家畜の頭数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(焼却又は埋却の実施等を含む。)を策定すること。

R6
4
1
施行

10

(埋却等に備えた措置)

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。))一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)又は焼却施設(10において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県が求める取組を行うこと

きにおいて、大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報することを規定したものを作成し、これを全従業員に周知徹底すること。

10

(埋却等の準備)

法第二十一条の規定に基づく家畜の死体の埋却の用に供する土地(家畜(月齢が満三月以上のものに限る。))一頭当たり〇・九平方メートルを標準とする。)の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。

	<p>三 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	<p>※ 大規模所有者Ⅱ鶏、うずらは十万羽以上、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥は一万羽以上 (省令第二十条の五)</p>
<p>をもって、埋却地等の確保に代えることができる。</p>	<p>1 (家きんの所有者の責務) 家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p>	<p>5 (大規模所有者が講ずる措置) 大規模所有者は、以下の措置を講ずること。</p> <p>(1) 飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報すること、これを全従業員に周知徹底すること。</p> <p>(2) 家きん舎ごとに担当の飼養衛生管理者を配置すること(同一の者が複数の家き</p>
	<p>三 鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥</p>	
	<p>1 (家きんの所有者の責務) 家きんの所有者は、飼養する家きんについて、家きんの伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で飼養されている家きんの所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、家きんの所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。</p>	<p>5 (通報ルールの作成等) 大規模所有者は、飼養する家きんが特定症状を呈していることを従業員が発見したときにおいて、当該大規模所有者及び当該大規模所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては当該飼養衛生管理者の許可を得ず、直ちに家畜保健衛生所に通報すること、これを全従業員に周知徹底すること。</p>

<p style="text-align: center;">四馬 R3・10・1施行</p>	
<p>1 (馬の所有者の責務) 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項及び飼養衛生管理指導等計画の規定を踏まえ、農場の防疫体制</p>	<p style="text-align: center;">R3・10・1施行</p> <p>8 (埋却等に備えた措置) 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地(家きん(日齢が満百五十日以上のものに限る。))百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。) 又は焼却施設(8において「埋却地等」という。)を確保すること。ただし、埋却地等の確保が困難な場合においては、都道府県知事が講ずる土地の確保又は焼却若しくは化製のための施設若しくは機械の利用に係る措置について都道府県が求める取組を行うことをもって、埋却地等の確保に代えることができる。</p> <p>(3) 大規模所有者のうち、特に家きんの羽数が多く監視伝染病が発生した場合の殺処分等に多大な時間を要すると都道府県知事が認める者は、監視伝染病の発生に備えた対応計画(焼却又は埋却の実施等を含む。)を策定すること。</p> <p>ん舎の担当となる場合には、当該家きん舎で飼養する家きんの羽数の合計が鶏、うずらの場合は十万羽、あひる、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥の場合は一萬羽を超えないこと。)</p>
<p style="text-align: center;">四馬</p>	
<p>1 (馬の所有者の責務) 馬の所有者は、飼養する馬について、馬の伝染性疾病の発生の予防及びまん延の防止に対する責任を有する。関係法令を遵守するとともに、この項の規定を踏まえ、農場の防疫体制を構築し、農場の所在地域で</p>	<p style="text-align: center;">R3・10・1施行</p> <p>8 (埋却等の準備) 法第二十一条の規定に基づく家きんの死体の埋却の用に供する土地(家きん(日齢が満百五十日以上のものに限る。))百羽当たり〇・七平方メートルを標準とする。) の確保又は焼却若しくは化製のための準備措置を講ずること。</p>

を構築し、農場の所在地域で飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。

飼養されている馬の所有者その他の関係者と協力して衛生管理の意識を高め、衛生管理を行うこと。また、馬の所有者以外に飼養衛生管理者がある場合にあつては、常時連絡が可能である体制を確保し、この項の取組について確実に当該飼養衛生管理者に実施させること。